

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則
..... (食品政策課) 13

告 示

- 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例第5条第3項ただし書及び第17条第3項ただし書の栽培期間の特例..... (食品政策課) 23
- 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例第6条第1項の交雑が生じた場合に多大な影響を受ける範囲..... (食品政策課) 23
- 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例第7条第1項の交雑混入防止措置の基準..... (食品政策課) 23
- 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例第16条第3項の手数料の特例..... (食品政策課) 25
- 土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課) 25
- 土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可..... (農業支援課) 25
- 道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課) 25
- 土地改良法による道営換地処分..... (農業施設管理課) 25
- 知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) 25
- 道路の供用の開始..... (道路整備課) 26

規 則

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第87号

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例

(平成17年北海道条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験研究機関の要件等)

第2条 条例第2条第4号ウの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専ら試験研究に従事する研究員が2名以上配置されていること。
 - (2) 遺伝子組換え作物を一般作物と区分して栽培し、管理し、及び研究することができる施設を有すること(所有権以外の権原に基づき当該施設を使用する場合を含む。)
- 2 前項第1号の研究員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは高等専門学校において生物学若しくは農学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって2年以上の遺伝子組換え技術に関する試験研究の実務経験を有するものでなければならない。
- (開放系一般栽培の許可の申請)

第3条 条例第5条第1項の申請書は、別記第1号様式とする。

2 条例第5条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理責任者の住所、氏名及び電話番号
- (2) 栽培しようとする遺伝子組換え作物に係る遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ議定書担保法」という。)第4条第1項の承認、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づく安全性審査及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)第3条第1項の規定に基づく安全性に関する確認の状況
- (3) 種子又は種苗の入手、管理及び運搬の方法
- (4) 当該開放系一般栽培に係る作業の方法
- (5) 当該開放系一般栽培に係る作業に必要な機械、器具及び設備(以下「機械器具類」という。)並びに施設の現況並びに資金の収支の計画
- (6) 収穫物の運搬、管理、出荷及び使用の方法
- (7) 当該開放系一般栽培が終了した後の当該ほ場等の使用の方法
- (8) 当該開放系一般栽培の管理に係る体制
- (9) 緊急時における対応の方法

3 条例第5条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 当該遺伝子組換え作物に係るカルタヘナ議定書担保法第4条第1項に規定する第一種使用規程(以下「第一種使用規程」という。)及び同条第2項に規定する生物多様性影響評価書(以下「生物多様性影響評価書」という。)
- (2) 次に掲げる施設の見取図並びにその構造及び規模を示す図面
ア 種子又は種苗を管理するための施設

イ 当該開放系一般栽培に係る作業に使用する機械器具類を管理するための施設
ウ 機械器具類並びに当該開放系一般栽培に係る作業に従事する者の衣類及び靴を洗浄し、及び清掃するための施設

エ 収穫物を管理するための施設

- (3) 機械器具類の構造を示す書類
- (4) ほ場等に係る土地の登記事項証明書
- (5) 前号の土地に係る所有権を有していないときは、その土地を使用する権原を証する書類
- (6) 第4号の土地において開放系一般栽培を行うに当たり、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書類又は受ける見込みに関する書類
- (7) 申請者の資産の状況を確認できる書類(法人にあっては、最近の事業年度の財産目録及び貸借対照表)
- (8) 法人にあっては、定款、寄附行為、規約その他法人の目的、組織及び運営の方法を示す書類並びに当該法人の登記事項証明書(説明会の開催等)

第4条 条例第6条第1項(条例第10条第2項及び条例第19条第1項において準用する場合を含む。)の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 遺伝子組換え作物の開放系での栽培(以下「開放系栽培」という。)を行おうとするほ場等若しくは研究ほ場又は当該開放系栽培に係る作業の用に供する施設に係る土地若しくは通路に隣接するほ場等又は研究ほ場(道路又は水路を挟んで接するほ場等又は研究ほ場を含む。)において一般作物を栽培する者(条例第6条第1項の知事が定める範囲内において一般作物を栽培する者を除く。)
- (2) 当該開放系栽培に係る作業を他の者に委託して行う場合は、その委託の相手方
- (3) 当該開放系栽培に係る作業を他の者と共同で使用する施設又は機械器具類を用いて行う場合は、当該他の者
- (4) 当該開放系栽培に係る遺伝子組換え作物の出荷の相手方
- (5) 当該開放系栽培を行おうとする者及び条例第6条第1項の知事が定める範囲内において一般作物を栽培する者が生産する一般作物の収穫物を直接集荷するもの
- (6) 当該開放系栽培を行おうとする者が当該開放系栽培を行うほ場等又は研究ほ場に係る土地を所有していないときは、当該土地の所有者
- (7) 条例第6条第1項の知事が定める範囲内において一般作物を栽培する者(当該開放系栽培を行おうとする者を含む。)が当該栽培を行うほ場等又は研究ほ場に係る土地を所有していないときは、当該土地の所有者

2 条例第6条第2項(条例第10条第2項及び条例第19条第1項において準用する場合を

含む。次項において同じ。)の規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- (2) 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

3 条例第6条第2項の規定による周知は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- (1) 当該許可の申請又は届出の内容を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該許可の申請又は届出の内容を周知させるための方法として知事が適当と認めるもの(許可事項の変更の許可)

第5条 条例第10条第1項の許可の申請は、別記第2号様式の申請書を提出して行うものとする。

2 条例第10条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該開放系一般栽培に係る面積の縮小
- (2) 栽培期間の短縮(当該開放系一般栽培を廃止する場合を除く。)(許可事項等の変更の届出)

第6条 条例第11条(条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記第3号様式の届出書を提出して行うものとする。

(開始等の届出)

第7条 条例第12条(条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記第4号様式の届出書を提出して行うものとする。

(管理責任者等の職務)

第8条 条例第13条第2項(条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める職務は、次のとおりとする。

- (1) 当該開放系栽培の実施の状況を把握すること。
- (2) 当該開放系栽培に係る作業を行う者に対し、栽培の内容及び遵守事項等を周知すること。
- (3) 条例第13条第1項第2号から第5号までに掲げる事項を適確に実施するための管理体制を整備し、並びに当該開放系栽培に係る作業を行う者その他の関係者との連絡及び調整を行うこと。

(開放系試験栽培の届出)

第9条 条例第17条第1項の規定による届出は、別記第5号様式の届出書を提出して行うものとする。

2 条例第17条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 管理研究員の住所、氏名、電話番号、所属及び職名
 - (2) 当該試験研究機関に配置されている第2条第1項第1号の研究員（管理研究員を除く。）の住所、氏名、所属及び職名
 - (3) 栽培しようとする遺伝子組換え作物に係るカルタヘナ議定書担保法第4条第1項の承認、食品衛生法第11条第1項の規定に基づく安全性審査及び飼料安全法第3条第1項の規定に基づく安全性に関する確認の状況
 - (4) 種子又は種苗の入手、管理及び運搬の方法
 - (5) 当該開放系試験栽培に係る作業の方法
 - (6) 当該開放系試験栽培に係る作業に必要な施設及び機械器具類の現況並びに資金の収支の計画
 - (7) 収穫物の運搬、管理、使用及び搬出の方法
 - (8) 当該開放系試験栽培が終了した後の当該研究ほ場の使用の方法
 - (9) 当該開放系試験栽培の管理に係る体制
 - (10) 緊急時における対応の方法
- 3 条例第17条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 当該遺伝子組換え作物に係る第一種使用規程及び生物多様性影響評価書
 - (2) 第2条第1項第1号の研究員の履歴書及び同条第2項に掲げる学校を卒業したことを証する書類
 - (3) 次に掲げる施設の見取図並びにその構造及び規模を示す図面
 - ア 遺伝子組換え作物に係る研究を行うための施設
 - イ 種子又は種苗を管理するための施設
 - ウ 当該開放系試験栽培に係る作業に使用する機械器具類を管理するための施設
 - エ 機械器具類並びに当該開放系試験栽培に係る作業に従事する者の衣類及び靴を洗浄し、及び清掃するための施設
 - オ 収穫物を管理するための施設
 - (4) 機械器具類の構造を示す書類
 - (5) 研究ほ場に係る土地の登記事項証明書
 - (6) 前号の土地に係る所有権を有していないときは、その土地を使用する権原を証する書類
 - (7) 第5号の土地において開放系試験栽培を行うに当たり、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書類又は受ける見込みに関する書類
 - (8) 試験研究機関の資産の状況を確認できる書類（法人にあっては、最近の事業年度の財産目録及び貸借対照表）
 - (9) 法人にあっては、定款、寄附行為、規約その他法人の目的、組織及び運営の方法を示

す書類並びに当該法人の登記事項証明書
（変更事項の届出）

第10条 条例第18条第1項本文の規定による届出は、別記第6号様式の届出書を提出して行うものとする。

2 条例第18条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該開放系試験栽培に係る面積の縮小
 - (2) 栽培期間の短縮（当該開放系試験栽培を廃止する場合を除く。）
- （身分証明書の様式）

第11条 条例第22条第2項の身分を示す証明書は、別記第7号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 条例附則第5項の規定による届出は、知事が定める届出書を提出して行うものとする。

別記第1号様式（第3条関係）

開放系一般栽培許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例第5条の規定により、申請します。

備考

- 1 申請者氏名欄に申請者本人が署名した場合、押印を省略できる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

栽培計画

- 1 栽培の目的

2 遺伝子組換え作物

作物(作物種)	
種類(品種又は系統)	
カルタヘナ議定書担保法に基づく承認の状況	・承認年月日(年 月 日)
食品衛生法に基づく安全性審査の状況	・審査済(年 月 日) ・未審査
飼料安全法に基づく安全性に関する確認の状況	・確認済(年 月 日) ・未確認

3 ほ場等の所在地

市 郡	町・村	番・番地	号
--------	-----	------	---

4 ほ場等の構造及び規模

構 造		規模(面積)	m ²
-----	--	--------	----------------

5 栽培期間

年 月 日 から	年 月 日 まで
----------	----------

6 交雑混入防止措置

交 雑 防 止 措 置	

混
入
防
止
措
置

7 交雑の有無を確認するための方法

--

8 管理責任者

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	

9 種子又は種苗の入手、管理及び運搬の方法

入手の方法	
管理の方法	
運搬の方法	

10 開放系一般栽培に係る作業の方法

作業の時期	作業の工程	作業の方法

11 開放系一般栽培に係る作業に必要な施設及び機械器具類の現況並びに資金の収支の計画

	作業の工程	施設及び機械器具類	作業能力	数量	調達方法
	現				
況					
資金の収支の計画					

12 収穫物の運搬、管理、出荷及び使用の方法

運搬の方法	
管理の方法	
出荷の方法	
使用の方法	

13 開放系一般栽培が終了した後のほ場等の使用の方法

使用する時期	使用の方法

14 開放系一般栽培の管理に係る体制

--

15 緊急時における対応の方法

連絡体制	
知事への報告の方法	
その他	

備考

1 「6 交雑混入防止措置」の欄には、条例第7条第1号の知事が定める基準に基づ

き具体的に記載すること。

2 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。

別記第2号様式(第5条関係)

開放系一般栽培変更許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所
氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び指令番号		年 月 日付け第 号指令		
変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 理 由	変更予定年月日
				年 月 日
				年 月 日

備考

- 次の書類を添付すること。
(1) 条例第5条第2項に掲げる書類のうち変更しようとする事項に係る書類
(2) 別記第1号様式別紙(栽培計画変更後のもの)
- 申請者氏名欄に申請者本人が署名した場合、押印を省略できる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第3号様式(第6条関係)

開放系一般栽培許可事項(開放系試験栽培届出事項)変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所

氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例第11条(第19条第2項において準用する同条例第11条)の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び指令番号(届出年月日)		年 月 日付け第 号指令		
変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 理 由	変更年月日
				年 月 日
				年 月 日

備考

- 次の書類を添付すること。
(1) 条例第5条第2項(条例第17条第2項)に掲げる書類のうち変更事項に係る書類
(2) 別記第1号様式別紙(栽培計画変更後のもの)又は別記第5号様式別紙(栽培試験計画変更後のもの)
- 届出者氏名欄に届出者本人が署名した場合、押印を省略できる。
- 不要の文字は、抹消すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第4号様式(第7条関係)

開放系一般栽培(開放系試験栽培)開始(休止・廃止)届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所

氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例第12条(第19条第2

項において準用する同条例第12条)の規定により、開放系一般栽培(開放系試験栽培)を開始(休止・廃止)したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び指令番号 (届出年月日)	年 月 日付け第 号指令	
栽培を開始(休止・廃止)した遺伝子組換え作物	作物	
	種類	
栽培を開始(休止・廃止)した年月日	年 月 日	
栽培を休止(廃止)した理由		
栽培を休止(廃止)した遺伝子組換え作物の処分の方法		

備考

- 届出者氏名欄に届出者本人が署名した場合、押印を省略できる。
- 不要の文字は、抹消すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第5号様式(第9条関係)

開放系試験栽培届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例第17条第1項の規定により、届け出ます。

備考

- 届出者氏名欄に届出者本人が署名した場合、押印を省略できる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

栽培試験計画

1 栽培試験の目的

--

2 遺伝子組換え作物

作物(作物種)	
種類(品種又は系統)	
カルタヘナ議定書担保法に基づく承認の状況	・承認年月日(年 月 日)
食品衛生法に基づく安全性審査の状況	・審査済(年 月 日) ・未審査
飼料安全法に基づく安全性に関する確認の状況	・確認済(年 月 日) ・未確認

3 研究ほ場の所在地

市 郡	町・村	番・番地	号
--------	-----	------	---

4 研究ほ場の構造及び規模

構 造		規模(面積)	m ²
-----	--	--------	----------------

5 栽培期間

年 月 日 から	年 月 日 まで
----------	----------

6 交雑混入防止措置

交 雑 防	
-------------	--

12 開放系試験栽培に係る作業に必要な施設及び機械器具類の現況並びに資金の収支の計画

	作業の工程	施設及び機械器具類	作業能力	数量	調達方法
現					
況					
資金の収支の計画					

13 収穫物の運搬、管理、使用及び搬出の方法

運搬の方法	
管理の方法	
使用の方法	
搬出の方法	

14 開放系試験栽培が終了した後の研究ほ場の使用の方法

使用する時期	使用の方法

15 開放系試験栽培の管理に係る体制

16 緊急時における対応の方法

連絡体制	
知事への報告の方法	
その他	

備考

- 「6 交雑混入防止措置」の欄には、条例第7条第1号の知事が定める基準に基づき具体的に記載すること。
- 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。

別記第6号様式（第10条関係）

開放系試験栽培変更事項届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所
氏 名 [㊟]
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例第18条第1項本文の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 年 月 日		年 月 日		
変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 理 由	変更予定年月日
				年 月 日
				年 月 日

備考

- 次の書類を添付すること。
(1) 条例第17条第2項に掲げる書類のうち変更しようとする事項に係る書類
(2) 別記第5号様式別紙(栽培試験計画変更後のもの)
- 届出者氏名欄に届出者本人が署名した場合、押印を省略できる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第7号様式(第11条関係)

(表)

この証明書を携帯する者は、北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例(平成17年北海道条例第10号)第22条第1項の規定による立入り等を行う職員です。

第 号
所 属
職 名
氏 名

(写真)

身 分 証 明 書

交付年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日

北 海 道 知 事 [㊟]

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

(裏)

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例(抜粋)

(報告徴収等)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、許可栽培者若しくは届出試験研究機関に対し、交雑混入防止措置の実施状況その他の必要な事項について報告を求め、又はその職員に、開放系一般栽培若しくは開放系試験栽培を行う場所に立ち入らせ、遺伝子組換え作物、施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入り、検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

告 示

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第668号

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第10号。以下「条例」という。）第5条第3項ただし書及び第17条第3項ただし書の規定により、知事が定める場合を次のとおり定め、平成18年1月1日から施行する。

平成17年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

条例第5条第3項ただし書及び第17条第3項ただし書の知事が定める場合は、栽培しようとする遺伝子組換え作物がテンサイであって、かつ、栽培期間が2年以内である場合とする。

北海道告示第669号

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第10号）第6条第1項（第10条第2項及び第19条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、知事が定める範囲を次のとおり定め、平成18年1月1日から施行する。

平成17年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

当該遺伝子組換え作物を栽培しようとするほ場等又は研究ほ場とこれらの隣接地との境界線から別表の左欄に掲げる遺伝子組換え作物の区分に応じ同表の当該右欄に定める距離以内の区域とする。

別表

遺伝子組換え作物	距	離
イ ネ		300 m
ダ イ ズ		20 m
テ ン サ イ		2,000 m
ト ウ モ ロ コ シ		1,200 m
ナ タ ネ		1,200 m

北海道告示第670号

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第10号。以下「条例」という。）第7条第1号の規定により、知事が定める基準を次のとおり定め、平成18年1月1日から施行する。

平成17年9月9日

1 交雑防止措置

条例第2条第5号に規定する研究ほ場又は条例第4条に規定するほ場等（以下これらを「栽培ほ場」という。）において栽培される別表第1欄に掲げる遺伝子組換え作物の区分に応じ同表当該第2欄に定める同種作物及び同表当該第3欄に定める交雑する可能性のある野生植物（以下「同種作物等」という。）との間に、当該栽培ほ場において栽培される同表第1欄に掲げる遺伝子組換え作物の区分に応じ同表当該第4欄に定める同種作物等と隔離すべき距離を確保しなければならない。ただし、同表に定める同種作物等と隔離すべき距離を確保することができない場合において、次の措置により適切に交雑を防止することができるときは、当該措置を執ることにより、これに代えることができる。

(1) 栽培ほ場と同種作物等との間の距離を最大限確保すること。

(2) 次の措置のうち1又は2以上の措置を執ること。

ア 開花前の摘花、植物体の除去その他の花粉の生成を防止する措置

イ 開花前の除雄、開花期の袋かけ、防風網又は防虫網による被覆、温室での栽培その他の花粉の飛散を防止する措置

ウ 開花期を重複させない栽培その他の時期的な隔離による措置

2 混入防止措置

次に掲げる措置を執らなければならない。ただし、栽培計画 upfront に必要のない措置については、この限りでない。

(1) 遺伝子組換え作物の種子又は種苗（以下「種子等」という。）は他の作物の種子等と、遺伝子組換え作物の収穫物は他の作物の収穫物と分別して管理すること。

(2) 遺伝子組換え作物の種子等の播種、育苗及び定植の準備を行う際には、他の作物の種子等に混入しないようにすること。

(3) 遺伝子組換え作物の種子等を管理している場所から栽培ほ場に運搬する際には、他の作物を栽培する場所へ種子等がこぼれ落ちないようにすること。

(4) 遺伝子組換え作物の種子等又は収穫物が鳥獣の食害により拡散しないようにすること。

(5) 遺伝子組換え作物の栽培等に係る作業に使用する機械、器具及び設備（以下「機械器具類」という。）は、次のいずれかの措置を執ること。

ア 遺伝子組換え作物の栽培等に係る作業には、専用の機械器具類を使用すること。

イ 遺伝子組換え作物の栽培等に係る作業の都度、分解して洗浄及び清掃を行うこと。

(6) 遺伝子組換え作物の栽培等に係る作業に使用した機械器具類又は栽培作業に従事した者の衣類若しくは靴に付着した土又は遺伝子組換え作物が当該栽培ほ場の外部に流出しないようにすること。

(7) 遺伝子組換え作物を収穫する際及び遺伝子組換え作物の収穫物を当該栽培ほ場から管理する場所に運搬する際には、当該栽培ほ場及び他の作物を栽培する場所に収穫物がこ

ばれ落ちないようにすること。

(8) 栽培が終了した後の遺伝子組換え作物は、次に掲げる措置を執ること。

ア 遺伝子組換え作物の収穫物以外の部分は、すべて当該栽培ほ場への鋤込み、焼却その他の措置により植物体が再生しないようにすること。

イ アの措置を行う場合において当該栽培ほ場の外に搬出する際には、他の区画へ当該遺伝子組換え作物がこぼれ落ちないようにすること。

(9) (7)及び(8)の措置を執ったにもかかわらず、遺伝子組換え作物が自然に発芽する等植物体が再生したときは、開花前までに当該植物体を抜き去る等適切に処理すること。

(10) 当該開放系栽培の終了後1年以内に当該栽培ほ場において同種の一般作物を栽培しようとする場合は、交雑又は混入を生じさせないよう次のいずれかの措置を執ること。

ア 当該開放系栽培において遺伝子組換え作物を開花前に除去すること。

イ 遺伝子組換え作物の収穫が終了した後、遅滞なく、当該栽培ほ場の表面を焼却すること。

ウ 遺伝子組換え作物の収穫が終了した後、遅滞なく、当該栽培ほ場の土壌を消毒することにより、当該栽培ほ場に残留する種子が発芽し得ないようにすること。

(11) 条例第13条第1項第4号の措置として栽培する同種作物等については、(1)及び(4)の収穫物に係る部分並びに(5)から(9)までの措置を執ること。

(12) 遺伝子組換え作物を栽培するほ場であること及び部外者の立入りができないことを明示するための看板その他の標識を設置すること。

3 特記事項

1 及び 2 の措置を執るに当たって、当該栽培ほ場の地理的若しくは自然的条件その他の地域の特性又は当該遺伝子組換え作物の特性により交雑又は混入を防止するために必要とされる措置を執ること。

別表

遺伝子組換え作物	同種作物(人為的に管理されていないものを含む。)	交雑する可能性のある野生植物	同種作物等と隔離すべき距離	条 件
イネ	イネ(Oryza sativa L.)	イネ(Oryza)属植物	300 m 以上(右欄の条件を満たすときは、52 m 以上)	1 当該栽培ほ場から300 m の範囲内において、出穂期(全穂数の40~50%が出穂した日)の差を2週間以上確保する(栽培されるイネのうち最も早く出穂するものより2週

				間以上早く出穂させ、又は最も遅く出穂するものより2週間以上遅く出穂させる)よう植付けすること。 2 出穂期の差が2週間以上とならないときは、花粉の生成又は花粉の飛散を防止する措置を執ること。
ダイズ	ダイズ(Glycine max L., Glycine gracilis Skv.)	ダイズ(Glycine)属植物	20m以上	
テンサイ	テンサイ・飼料用ビート・食用ビート・フダンソウ(Beta Vulgaris L.)	フダンソウ(Beta)属植物	2,000 m 以上	
トウモロコシ	トウモロコシ(Zea mays L.)、テオシント(Zea mays subsp. mexicana)	トウモロコシ(Zea)属植物	1,200 m 以上	
ナタネ	西洋ナタネ・ナバナ等(Brassica napus)ハクサイ・カブ・コマツナ・チンゲンサイ・ツケナ類等(Brassica rapa)カラシナ・タカナ	アブラナ(Brassica)属植物	1,200 m 以上(右欄の条件を満たす場合に限る。)	防虫網の設置その他の昆虫による花粉の飛散を防止する措置を執ること。

等 (Brassica juncea)、カ
イ ラ ン
(Brassica alboglabra)

北海道告示第671号

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例 (平成17年北海道条例第10号) 第16条第3項の規定により、知事が定める事項及び知事が定める場合を次のとおり定め、平成18年1月1日から施行する。

平成17年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 知事が定める事項

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則 (平成17年北海道規則第87号) 第3条第2項第3号、第4号、第5号 (資金の収支の計画に係る部分を除く。)、第6号、第8号及び第9号に掲げる事項とする。

2 知事が定める場合

直近において受けた許可に係る栽培が終了した日と当該受けようとする許可に係る栽培を開始しようとする日との間が1年未満であって、かつ、当該期間内に当該遺伝子組換え作物以外の作物を栽培していない場合とする。

北海道告示第672号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、平成17年8月30日、狩場利別土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第673号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成17年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
浦河町土地改良区	姉富東頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	元浦川頭首工	同

同	瑞穂頭首工	同
同	野深頭首工	同
同	杵臼頭首工	同
同	ベツチャリ頭首工	同
同	本沢頭首工	同
同	東町頭首工	同

北海道告示第674号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定により、道営土地改良 (秩父別地区かんがい排水 [国営附带] (農業用排水)) 事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成17年9月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第675号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第9項の規定により、大野町中央開発地区の換地処分をした。

平成17年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第676号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 虻田郡豊浦町字大岸231の1地先・231の1・232・233の5 (以上1筆地先3筆について次の図に示す部分に限

る。)、229の4、229の11、229の13、231の6

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第677号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 新冠平取線	新冠郡新冠町字東川61番1地先から 沙流郡門別町字豊田463番89地先まで	平成17.9.9

正 誤

平成17年3月25日(第1658号)

北海道告示第226号(農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

67 右 8から10まで

誤 字シムカブ原野60の30・67の5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、60の20、60の21、67の3、67の4

正 字シムカブ原野67の5(次の図に示す部分に限る。)、60の20、60の21、60の30、67の3、67の4

なお、平成17年9月2日付け北海道公報(第1702号)に掲載した正誤については、上記の内容に改めるものとする。